

千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドライン

～ちよだの子ども健康を守るために～

令和5年度4月改訂版

【基本的な方針】

「千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドライン」は、国のマニュアルや東京都のガイドライン、その他関係法令等の考え方を基本とし、必要に応じて、千代田区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が、千代田保健所（以下、「保健所」という。）や学校と協議のうえ対応を決定する。

なお、本ガイドラインは、基本対策として当面適用とし、今後の国や東京都による宣言や措置が発出された場合には別途対応を周知する。

幼児は、このガイドラインに準じつつ、園の実情や発達を考慮した対応とする。

I 学校における対応

1 登校時の健康観察等について

- (1) 児童・生徒の、家庭での検温結果及び健康状態を教職員が確認する。
- (2) 平常時よりも高い発熱等の風邪の症状がみられる場合又は咳や倦怠感等で体調が悪い場合は、保護者に連絡し、学校への迎えを依頼する。保護者が来校するまでは、他の児童・生徒と接することがないように、当該児童・生徒には、別室等で待機させる。
- (3) 教職員は、毎朝検温及び健康観察を行うとともに、出勤時は健康チェックを行い、管理職は教職員の体調等について確認する。

2 基本的な感染対策について

- (1) 児童・生徒にマスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては着用を推奨する。
- (2) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する、健康上の理由によりマスクを着用できない児童・生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。児童・生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
- (3) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童・生徒に指導する。
- (4) 外から教室等に入る時、掃除やトイレの後、給食の前後等には、30 秒程度かけて、水と石けんで丁寧に手洗いを行う。

- (5) 流水での手洗いができない場合は、アレルギー等に十分配慮し、手指用の消毒液を使用する。
- (6) 密閉空間、密集場所、密接場面が発生しないように換気や席の配置に配慮するとともに、児童・生徒の間隔を概ね1 mを目安に空ける。
- (7) 児童・生徒が対面形式となるグループワーク等については、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること。また、十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや HEPA フィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じるとともに、少人数グループで実施し、近距離で向かい合っただの発言や大声での会話は控える。
- (8) 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒液を設置し、手指の衛生を保てるようにする。
- (9) 教職員の感染症対策については、児童・生徒と同様に取り組むほか、基本的には、国のマニュアルに定める対応を行う。

3 教育活動等における感染対策について

- (1) 支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のために、きめ細かな健康観察等により、すべての児童・生徒のストレス度を把握するとともに、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないような取組を行う。
- (2) 各教科等の学習活動においては、「2 基本的な感染対策について」に定めるほか、児童・生徒が近距離で、「接触」「密集」にならないよう留意する。また、できるだけ個人の教材教具を使用し、児童・生徒の貸し借りはしないこと。活動内容により、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを徹底する。
- (3) 給食の実施に当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。給食の配食を行う児童・生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとる。また、児童・生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底し、喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童・生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じる。
- (4) その他、学校における具体的な教育活動等における感染対策については、国のマニュアルや教育活動の実施等に関するQ&A、東京都のガイドラインを基本とし、必要に応じて、別途、学校と協議のうえ、教育委員会が定める。

4 感染者等が発生した場合の対応について

- (1) 学校は、当該児童・生徒の感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合は、欠席扱いとはせず出席停止の措置を取る。
- (2) 陽性者である児童・生徒に対する出席停止期間は、症状がある場合、症状が出

始めた日から10日間以上経過かつ症状軽快から72時間以上経過していれば検査なしで復帰が可能となる。また、症状がない（無症状）の場合、検体接種日から7日間自宅待機、8日目から復帰が可能となる。

- (3) 濃厚接触者である児童・生徒に対する出席停止期間は、陽性者の発症日または発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日として5日間（6日目解除）。また、抗原定性検査キットにより2日目と3日目に自費検査を行い、陰性を確認された場合には3日目から待機を解除できる。なお、乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定しておらず、5日間の待機となる。
- (4) 家族の感染が判明した場合や家族が濃厚接触者に特定された場合には、学校へ連絡をするよう保護者に依頼する。
- (5) 学校は、感染が判明した場合には、学務課学校運営係（教職員の場合は、指導課管理係）に報告したうえ、当該感染者が活動した範囲の物品等を消毒し、2次感染を防止する。

※ 物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して一時的に立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる。

- (6) 学校は、学校保健安全法第20条に基づき、濃厚接触者が特定されるまでの間、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、教育委員会と協議のうえ、必要に応じて、学校の全部又は一部の臨時休業を実施する。なお、臨時休業の規模や期間についても、教育委員会と協議のうえ、決定する。
- (7) 学校は、上記（6）で臨時休業を実施した場合には、学校保健安全法第20条若しくは学校教育法施行規則第63条および第79条により、学校又は同一学年の全生徒を対象とする臨時休業をおこなうとした日数は授業日数には含めない。学年の一部の臨時休業にあたっては、学校保健安全法第19条、第20条により対象学級の児童・生徒に対し、欠席扱いとはせず出席停止の措置を取る。
- (8) 学校は、児童・生徒の登校の可否について、学校が特に必要と認める場合は、教育委員会と協議の上、決定する。例えば、医療的ケア児や、基礎疾患のある児童・生徒について、登校すべきでないと判断された場合や、症状がない児童・生徒の保護者から、感染が不安で休ませたいと相談があった場合には、事情を聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得た上で、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないなどの取扱いも可能である。
- (9) 学校は、新型コロナウイルス感染症の流行に対して、新型コロナウイルス感染症の症状（体調不良等、風邪症状）が出ている児童・生徒の保護者から休ませたいと相談があった場合においては、欠席扱いとはせず出席停止の措置とする。

- (10) 学校は、児童・生徒が濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は出席停止の措置を取る。
- (11) 新型コロナウイルスの感染者の濃厚接触者と同居している場合や行政検査の対象者と同居している場合等については特段登校を控えることを求める必要はない。

児童・生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー（令和4年度4月以降）

【学校から教育委員会への連絡・感染者の出席停止等】

学校は、児童・生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・ 教育委員会（学務課）に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・ 感染者のクラスについて、他に陽性者が出ているか確認する。
- ・ 感染者が児童・生徒の場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置を行う。
- ・ 感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

右記以外

クラスに2人以上の感染者・その他発熱などの風邪症状のある者の合計が2割程度いる

【学校医による学級閉鎖の要否助言】

学校医は、学校の感染状況を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否について学校に意見する

【教育委員会での連絡票の確認と関係各所に連絡】

- ・ 「園児・児童・生徒の感染状況」を作成し、連絡票に通し番号を入れる
- ・ 指導課、児童家庭支援センター（児童館・アフタースクール）、災害対策・危機管理課、都教育委員会に連絡する

連絡票の作成について

(ア) 連絡票の作成基準

本人が陽性・濃厚接触者となった場合、または家族が陽性となった場合のみ、教育委員会に連絡する。

(イ) 連絡票の作成者

連絡票は、学校の職員もしくは管理職が作成する。なお、職員が作成した場合、

必ず管理職の確認を取る。

(ウ)連絡票の送付者

連絡票は、校長もしくは副校長が送付する。

5 臨時休業について

4 感染者等が発生した場合の対応について（６）のとおり、学校は臨時休業（学級閉鎖／学年閉鎖／学校閉鎖）措置をとることができる。

（１）学校は、同じクラスに２人以上の感染者・その他発熱などの風邪症状のある者の合計が２割程度いる場合、校医と学級閉鎖の可否を相談する。その後、連絡票と、校医との相談結果を学務課に送付する。教育委員会は連絡票を保健所に送付し、助言を求める。学校医の意見と保健所の助言をもとに教育委員会で判断し、結果を学校に連絡する。

（２）基本的に陽性者との最終接触日から５日間を学級閉鎖とする。

【学級閉鎖が必要と学校医から意見があった場合】

【教育委員会から保健所に連絡】

教育委員会は、学校からの連絡票を保健所に送付する。

【保健所の助言】

保健所は、教育委員会から送付された連絡票をもとに、場合によっては学校に電話により調査を行い、学級閉鎖の必要性について教育委員会に助言する

【教育委員会の判断】

教育委員会は、学校医の意見、保健所の助言をふまえ学級閉鎖の判断をする。

学級閉鎖が決まった場合

【教育委員会から関係各所に連絡】

教育委員会は、学校、災害対策・危機管理課、都教育委員会に連絡する。

【学級閉鎖】

学校は、学級閉鎖について保護者宛文書を作成する

Ⅱ 家庭における感染予防等（留意事項）

毎日、児童・生徒の検温と健康観察（咳、体のだるさ、息苦しさの有無）を実施し、結果を健康管理のための表簿等に記入して、学校へ提出（毎日）する。

- （１）児童・生徒に発熱や咳、体のだるさ、息苦しさなど風邪の症状がある場合は、出席停止となるので登校を自粛する。
- （３）家族に発熱や咳などの症状がある場合には、気になることとして健康管理のための表簿等の所定の欄に記入する。
- （４）清潔なハンカチ、ティッシュ、必要に応じて、マスクを置いたり、持ち運んだりする際に使用する清潔なビニールや布等を持参する。
- （５）手指消毒用のアルコール等を使用できない場合は、学級担任に連絡する。
- （６）水道の蛇口、冷水器等からの感染防止のため、家庭から水筒を持参する等、各校の状況に応じて対応する。
（幼児は園の実情や発達を考慮した対応とする。）
- （７）免疫力を高めるための「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」等、規則正しい生活を心掛ける。

Ⅲ 教育委員会の役割

地域内の学校における感染拡大を防止し、感染者が確認された場合に迅速に対応できるよう、教育委員会は以下のとおり対応する。

- （１）保健所と連携し、地域のまん延状況について情報収集するとともに、臨時休業の必要性や登校の可否等について判断する。
- （２）各学校の対応状況の把握や必要物品の整備など、安全な衛生環境の確保や支援を行う。
- （３）国や東京都が実施する感染状況の調査に協力し、感染者情報及び感染事例について情報提供を行う。
- （４）医師会や薬剤師会等との広域的な対応のとりまとめや、感染症対策に関する保護者や地域への連絡や情報共有などを行う。

Ⅳ 参考資料（国及び東京都の通知等）

- ▷ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（ver.9）
《令和5年4月1日 文部科学省》
- ▷ 教育活動の実施等に関するQ&A
《令和4年2月24日更新 文部科学省》
- ▷ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の通院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）

《令和3年2月25日付厚生労働省感染症課長通知》

- ▷ 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領
《令和3年1月8日版 国立感染症研究所 感染症疫学センター》
- ▷ 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】
～学校の「新しい日常」の定着に向けて～ 改訂版 ver.6
《令和5年4月1日 東京都教育委員会》
- ▷ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて
《令和4年3月22日更新 厚生労働省》

V 改訂履歴

版数	発行日
初版	令和2年12月7日
令和4年度6月改訂版	令和4年6月29日
令和4年度8月改訂版	令和4年8月15日
令和5年度4月改訂版	令和5年4月1日